



令和5年度（2023年度） 吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体募集要項

高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場「ふれあい交流サロン」を運営する団体に補助を行いますので、補助を希望される団体を募集します。

1 ふれあい交流サロン事業概要

ふれあい交流サロンは、高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる世代間交流の場として、また、高齢者の閉じこもり対策の拠点として重要な役割を担っており、地域コミュニティの集いの場として、一層の広がりが求められています。

本事業は、ふれあい交流サロンを運営する団体に補助金を交付する事業です。

2 補助の対象となる事業

市長が指定する区域内で、次のすべての要件を満たすふれあい交流サロンを運営する事業です。

- (1) 閉じこもりがちな高齢者の参加を促すサービスを実施すること。
- (2) 週3日以上開設すること。
- (3) 原則として午前10時から午後4時まで開設すること。

※上記(1)に該当するかどうかの判定は、次に掲げる事項を留意して行うものとします。

- ・高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場とすること。
- ・利用者のための座席を設けること。また、湯茶や食べ物を提供する場合は、無料又は低額とすること。
- ・看板等の掲出により、サロンが開催されている旨を周知すること。
- ・サロンは広く開放し、原則として利用を希望する者の利用を妨げないこと。 等

3 補助対象者

補助の対象となる団体は、吹田市に事務所を置く団体で、次のいずれかに該当する団体です。

- (1) 営利を目的としない団体であって、法人格を有しないもの
- (2) 特定非営利活動法人

※御応募いただく団体は、既に高齢者の集いの場を運営されている団体でも、ふれあい交流サロン事業に応募するために新たに組織する団体でもかまいません。

4 補助対象経費

補助額等については別表のとおりとします。

ただし、同じ場所で実施する他の事業で使用するものは対象外とします。

※補助対象経費の支出額と補助基本額を比較し、少ない額が補助額となります。

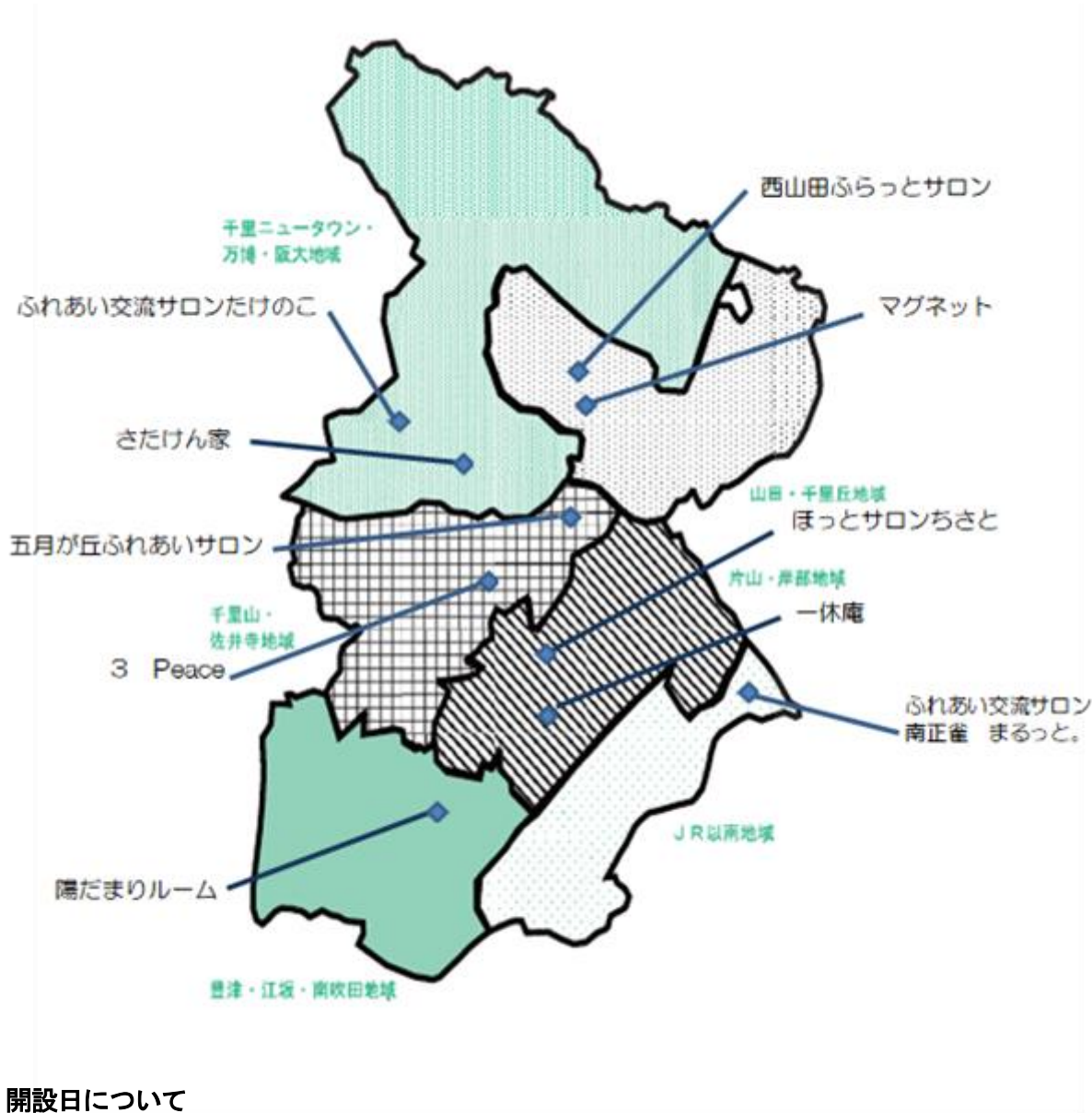
5 募集团体数及び募集区域

(1) 募集团体数 2 団体

(2) 募集区域

募集区域	募集团体数
豊津・江坂・南吹田 地域	1 団体
JR 以南 地域	1 団体

令和5年4月1日時点のふれあい交流サロン実施場所（各区域に2か所ずつの整備を予定）



6 開設日について

原則として令和5年10月1日以降、令和6年3月31日までに事業を開始してください。

7 応募方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類をすべて提出してください。（○：提出要、—：提出不要）

番号	項目	備考	既設 団体	新設 団体
①	吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体応募申込書	様式 1	○	○
②	団体概要書	様式 2	○	○
③	事業計画書	様式 3	○	○
④	収支計画書	様式 4	○	○
⑤	前年度の収支決算書と事業報告書	様式任意	○	—
⑥	資金計画書 ※施設整備に係る資金計画がわかるもの ※補助金が交付されるものと仮定し作成してください。	様式任意	—	○
⑦	定款、規約又は会則		○	○
⑧	役員名簿		○	○
⑨	活動場所の賃貸契約書（写し） ※公募期間中に正式契約が成立していなくてもかまいませんが、運営団体として決定した際は、速やかに契約を締結し、補助金の交付申請書に賃貸契約書の写しを添えて提出していただきます。提出がなければ補助金の支払いができません。		○	○

※①～④の様式は市のホームページからダウンロードできます。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先

吹田市 福祉部 高齢福祉室 生きがいグループ

住所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（本庁舎 仮設棟 1階 151番窓口）

電話：06-6384-1336（直通）

Mail：kouikig@city.suita.osaka.jp

(4) 提出期間

令和5年6月1日（木）～6月14日（水）

ただし、土・日曜日を除く午前9時から午後5時30分までとします。

(5) 提出に当たっての留意事項

- ・高齢福祉室生きがいグループに来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。なお、書類提出時における質問は受け付けません。
- ・受付時に提出書類に不備・不足がある場合、再提出についても上記の受付期間のみとなります。その場合、改めて受付の予約を入れていただく必要があります。

- ・提出書類は、提出時に受付印を押印しますので、提出書類一式の控えも御持参ください。
- ・郵送での応募をご希望の場合はご相談ください。

8 質疑

(1) 質疑受付期間

令和5年5月15日（月）～令和5年5月19日（金）

ただし、土・日曜日を除く午前9時から午後5時30分までとします。

(2) 質問方法

ア 所定の質疑書に質疑事項を記入のうえ、郵送又は電子メールにて提出してください。

吹田市 福祉部 高齢福祉室 生きがいグループ

住所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（本庁舎 仮設棟1階 151番窓口）

電話：06-6384-1336（直通）

Mail：kouikig@city.suita.osaka.jp

イ 受付確認のため、送付後、市役所の業務時間内（午前9時～午後5時30分まで）に、高齢福祉室生きがいグループに電話連絡を入れてください。

ウ 電話・来訪による質問には応じません

(3) 回答方法

質問及び回答は、5月26日（金）中に高齢福祉室ホームページにて公表します。

9 選考及び結果通知

- (1) 吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体選考会議（以下「選考会議」という。）において、提出書類を基に、運営団体を選考します。
評価項目及び配点は下図のとおりです。

評価項目		配点	
1	吹田市ふれあい交流サロン事業運営方針について	①運営方針について	10
		②市民の平等利用について	5
2	吹田市ふれあい交流サロン事業の目的を達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか	①事業計画について	5
		②利用を促進させる具体的方策及び介護予防の取組について	10
3	安定した事業運営を行う人員及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか	①人員体制について	5
		②事業収支計画について	5
4	地域との連携及び活動の実績等について	①地域との連携・貢献について	5
		②関連した事業や活動の実績について	5
合計点 / 50点			

- (2) 選考結果は、8月上旬に文書で通知します。

※応募団体の総数が募集团体以内の場合であっても、選考会議の審査の結果、提案する運営方針、事業計画及び事業収支計画等が著しく適正を欠くと判断される場合には、運営団体として選考しないことがあります。

10 補助金の交付

運営団体として選考された団体は、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付申請書を吹田市に提出していただきます。必要書類及び申請方法等は結果通知の際に案内します。

11 その他

- (1) 審査に必要な追加資料の提出、説明等を求めることがあります。
(2) 提出された書類は返却いたしません。
(3) 提出された書類の個人情報については、本事業の目的以外に使用いたしません。

別 表

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
運営費補助	補助対象事業の実施に要する旅費、報償費（講師謝礼）、報償費（スタッフ謝礼）、需用費、役務費、委託料、保険料、使用料・賃借料（施設賃借料を除く。）、備品購入費、備品の設置に伴う附帯工事費及び光熱水費	次に掲げる額の合計額にふれあい交流サロンの運営月数を乗じて得た額 (1) 光熱水費の支出を要しない場合 30,000円 (2) 光熱水費の支出を要する場合 次に掲げる開設日数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 週3日 42,000円 イ 週4日 46,000円 ウ 週5日以上 50,000円 (3) 介護予防の取組を実施する場合 20,000円	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額
施設借上費補助	ふれあい交流サロンに係る施設賃借料	100,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額（運営費補助から控除した額を除く）を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額
初度設備費補助	補助対象事業の実施に要する備品購入費及び備品の設置に伴う附帯工事費	初年度に限り年額500,000円	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額
移転費補助	ふれあい交流サロンの施設の移転（市長が特に必要があると認める移転限る。）に必要な役務費、委託料、備品購入費及び備品の設置に伴う附帯工事費	移転の年度に限り年額500,000円	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 運営費補助及び施設借上費補助に係る補助基本額の算定に当たっては、ふれあい交流サロンの運営を開始し、又は終了した月については、その月におけるふれあい交流サロンの開設日数がその月における通常の開設日数の半数以上であるときは、その月を1月とみなす。
- 3 初年度に支出した備品購入費は、運営費補助に係る補助対象経費としないものとする。
- 4 運営費補助の対象となる介護予防の取組は、次の各号のいずれかに該当する取組であって、1週に1回以上実施するものとする。
 - (1) 高齢者の運動機能の向上に関する取組
 - (2) 高齢者の認知症の予防に関する取組
 - (3) 高齢者の栄養改善及び口腔機能^{くわう}の向上に関する取組
- 5 介護予防の取組の実施のために支出した需用費（食糧費に限る。）は、運営費補助に係る補助対象経費としないものとする。
- 6 報償費（スタッフ謝礼）は、運営費補助基本額の40%を上限として運営費補助に係る補助対象経費とするものとする。